

議案第 493 号
-----------

説明資料
------

令和 5 年 3 月 16 日  
第 240 回都市計画審議会

## 補助第 132 号線の都市計画変更について

### 1 概要

都は、渋滞している交差点について、右折車線等を整備することで右折待ち車両による渋滞を緩和し、円滑な交通を確保することを目的とした「第 3 次交差点すいすいプラン」を平成 27 年 3 月に策定している。

石神井小学校前に位置する交差点周辺は、慢性的な交通渋滞の発生や安全な歩行空間が確保されていないなど、交通安全上の課題があるため、「第 3 次交差点すいすいプラン」において整備すべき箇所として選定されており、今後整備を行っていく予定である。

当該交差点周辺の一部は、補助第 132 号線の位置付けがあり、本都市計画と石神井小学校前交差点すいすいプランの事業区域の整合性を図るため、都は、補助第 132 号線の一部線形を変更する等の都市計画変更を行う。

### 2 都市計画変更案の概要

#### (1) 延長の変更

(変更前) 約 6,650m → (変更後) 約 6,660m

#### (2) 一部線形の変更

練馬区石神井町五丁目および練馬区石神井台一丁目各地内  
(石神井小学校前交差点周辺)

#### (3) 一部車線の数の決定

##### ア 区間および延長

練馬区下石神井四丁目～練馬区石神井町二丁目(補助第 229 号線～補助第 156 号線)  
延長約 3,150m

##### イ 車線数

2 車線

### 3 これまでの経過と今後の予定

- 令和4年10月 関係権利者に対し都市計画変更素案の説明を実施（東京都）  
12月23日 練馬区都市計画審議会へ変更素案を報告
- 令和5年1月20日 東京都から意見照会  
2月20日 都市計画案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）  
～3月6日  
3月16日 練馬区都市計画審議会へ諮問  
4月 東京都へ意見回答  
5月 東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
- 令和5年度 都市計画変更・告示

### 4 議案

議案第493号 東京都市計画道路の変更（東京都決定）

[幹線街路補助線街路第132号線]

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P 3    |
| (2) 計画書        | P 4    |
| (3) 総括図        | P 5    |
| (4) 計画図        | P 7～13 |

## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第132号線

### 2 理由

幹線街路補助線街路第132号線は、杉並区宮前五丁目を起点とし、練馬区石神井町二丁目に至る延長約6.7キロメートルの路線である。

補助線街路第132号線のうち、石神井小学校前に位置する交差点は、右折車線が整備されていないことから慢性的な交通渋滞が発生し、自動車の円滑な通行を妨げている。

また、交差点付近に石神井小学校、石神井図書館等の公共施設、近傍には石神井公園があるにもかかわらず、安全な歩行空間が確保されていない。

こうした課題を解決するため、交通の円滑化及び安全性の向上を図るため、本路線の一部線形と延長を変更する。また、本路線一部区間の車線の数を決する。

## 東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 132 号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補 132	補助線街路第 132 号線	杉並区 宮前 五丁目	練馬区 石神井町 二丁目	杉並区 上井草 三丁目	約 6,660m	地表式		16m	西武鉄道池袋線と立体交差 西武鉄道新宿線と立体交差 東日本旅客鉄道中央・総武線と立体交差 幹線街路と平面交差 10 箇所	
	車線の数の内訳		2 車線			約 3,150m					

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：交通の円滑化及び安全性の向上を図るため、変更する。

### 変更概要

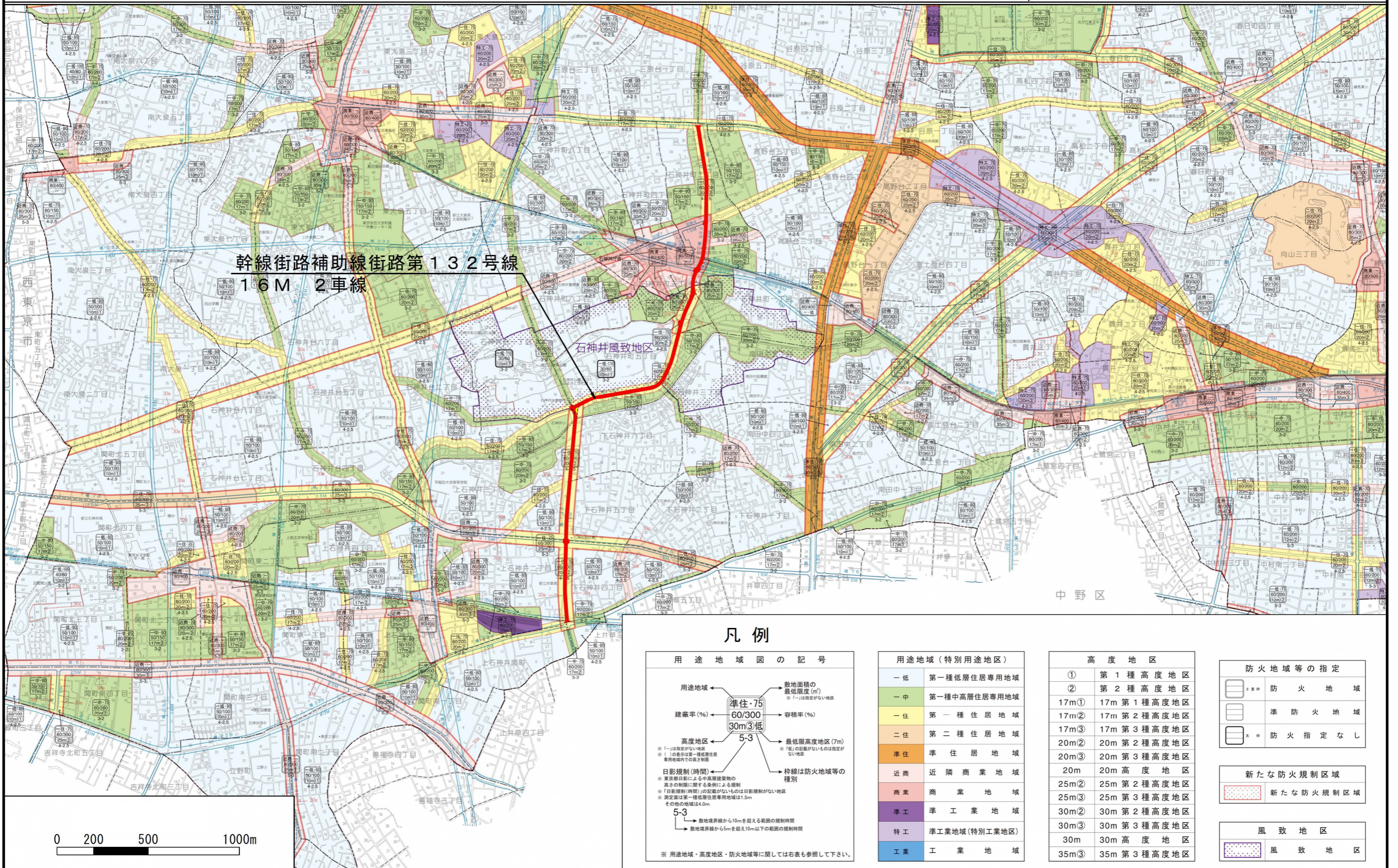
名称	変更事項
補助線街路第 132 号線	1 延長の変更 延長約 6,650m → 約 6,660m 2 一部線形の変更（練馬区石神井町五丁目及び練馬区石神井台一丁目各地内 中心線の振れ幅最大約 20m） 3 一部車線の数の決定 2 車線（練馬区下石神井四丁目 ～ 練馬区石神井町二丁目 延長約 3,150m）



# 東京都計画道路 幹線街路補助線街路第132号線 総括図

[東京都決定]

縮尺 二万分の一



幹線街路補助線街路第132号線  
16M 2車線

石神井風致地区

中野区

## 凡例

<p><b>用途地域図の記号</b></p> <p>用途地域 ← 準住・75 建蔽率(%) ← 60/300 高度地区 ← 5-3 数地面積の最低限度(m) ※「-」は指定がない地区 容積率(%) 最低限高度地区(7m) ※「低」の記載がないものは指定がない地区 幹線は防火地域等の種別 日影規制(時間) ※実数日影による中高層建築物の高さの制限に関する条項による規制 ※「日影規制(時間)」の記載がないものは日影規制がない地区 ※測定は第一種低層住居専用地区は1.5m その他の地区は14.0m 5-3 → 数地境界線から10mを超える範囲の規制時間 → 数地境界線から5mを超え10m以下の範囲の規制時間</p> <p>※用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。</p>	<p><b>用途地域(特別用途地区)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一低 第一種低層住居専用地域</li> <li>一中 第一種中高層住居専用地域</li> <li>一住 第一種住居地域</li> <li>二住 第二種住居地域</li> <li>準住 準住居地域</li> <li>近商 近隣商業地域</li> <li>商業 商業地域</li> <li>準工 準工業地域</li> <li>特工 準工業地域(特別工業地区)</li> <li>工業 工業地域</li> </ul>	<p><b>高度地区</b></p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>第1種高度地区</td></tr> <tr><td>②</td><td>第2種高度地区</td></tr> <tr><td>17m①</td><td>17m第1種高度地区</td></tr> <tr><td>17m②</td><td>17m第2種高度地区</td></tr> <tr><td>17m③</td><td>17m第3種高度地区</td></tr> <tr><td>20m①</td><td>20m第2種高度地区</td></tr> <tr><td>20m③</td><td>20m第3種高度地区</td></tr> <tr><td>20m</td><td>20m高度地区</td></tr> <tr><td>25m②</td><td>25m第2種高度地区</td></tr> <tr><td>25m③</td><td>25m第3種高度地区</td></tr> <tr><td>30m②</td><td>30m第2種高度地区</td></tr> <tr><td>30m③</td><td>30m第3種高度地区</td></tr> <tr><td>30m</td><td>30m高度地区</td></tr> <tr><td>35m③</td><td>35m第3種高度地区</td></tr> </table>	①	第1種高度地区	②	第2種高度地区	17m①	17m第1種高度地区	17m②	17m第2種高度地区	17m③	17m第3種高度地区	20m①	20m第2種高度地区	20m③	20m第3種高度地区	20m	20m高度地区	25m②	25m第2種高度地区	25m③	25m第3種高度地区	30m②	30m第2種高度地区	30m③	30m第3種高度地区	30m	30m高度地区	35m③	35m第3種高度地区	<p><b>防火地域等の指定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防火地域</li> <li>準防火地域</li> <li>防火指定なし</li> </ul> <p><b>新たな防火規制区域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな防火規制区域</li> </ul> <p><b>風致地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区</li> </ul>
①	第1種高度地区																														
②	第2種高度地区																														
17m①	17m第1種高度地区																														
17m②	17m第2種高度地区																														
17m③	17m第3種高度地区																														
20m①	20m第2種高度地区																														
20m③	20m第3種高度地区																														
20m	20m高度地区																														
25m②	25m第2種高度地区																														
25m③	25m第3種高度地区																														
30m②	30m第2種高度地区																														
30m③	30m第3種高度地区																														
30m	30m高度地区																														
35m③	35m第3種高度地区																														



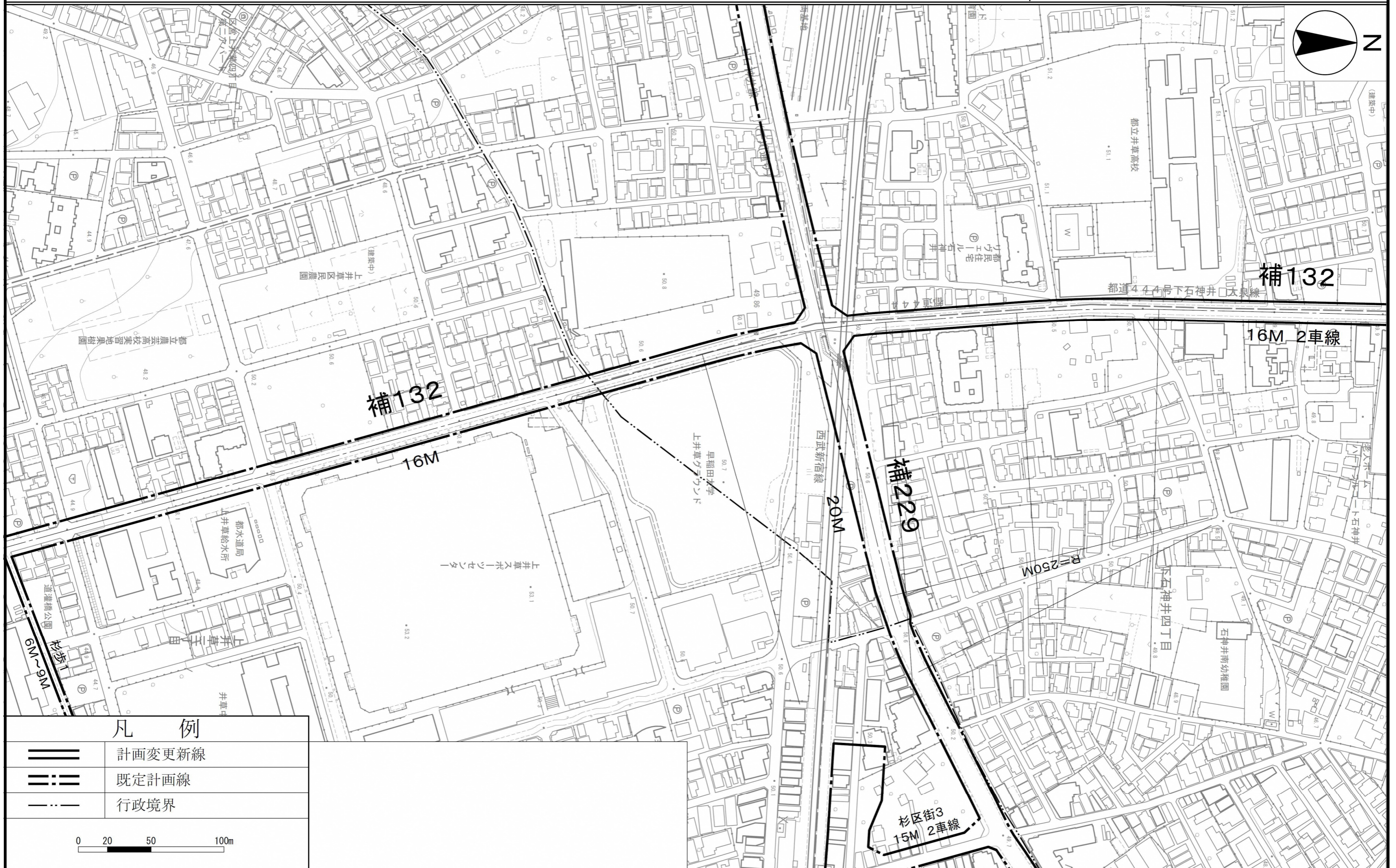




# 東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第132号線 計画図1

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



## 凡 例

-  計画変更新線
-  既定計画線
-  行政境界



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 国関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3 都市基発第 1070 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
（承認番号）4 都市基街都第 104 号、令和 4 年 6 月 27 日









凡 例

-  計画変更新線
-  計画変更廃止線
-  計画変更廃止線
-  既定計画線

0 20 50 100m

この地図は、国土地理院長の承認（平 29 国関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3 都市基交第 1070 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
（承認番号）4 都市基街都第 104 号、令和 4 年 6 月 27 日



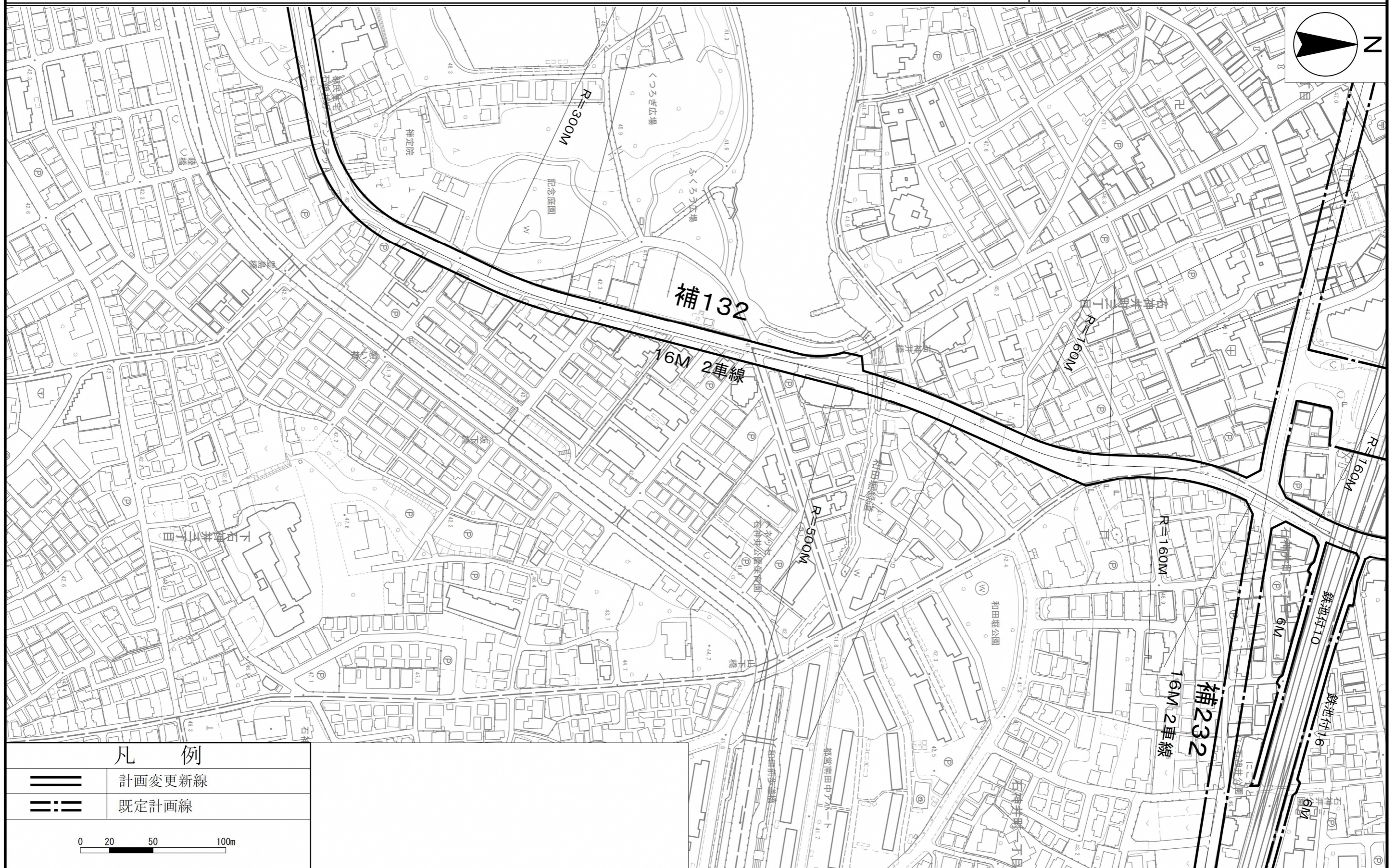




東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第132号線 計画図3

[東京都決定]

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 国関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3 都市基交第 1070 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
（承認番号）4 都市基街都第 104 号、令和 4 年 6 月 27 日







# 東京都計画道路 幹線街路補助線街路第132号線 計画図4

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 国関公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3 都市基交第 1070 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
 （承認番号）4 都市基街都第 104 号、令和 4 年 6 月 27 日